



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ニホンフラッシュ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 栄二  
(コード：7820 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理統括部長 庄野 淳  
(TEL. 0885-32-3431)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、現行定款第19条の取締役の員数を7名以内から9名以内に変更するものであります。
  - (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
  - (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第31条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- 上記条文の新設に伴い、条文の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。

<p>(新設)</p> <p>第 31 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>②当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 32 条～第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社は、<u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、<u>当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第 3 項により選任された</u></p>

<p>第 35 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p><u>補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 36 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 41 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 43 条～第 49 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上